

(資料十)

令和七年十一月

定例島根県議会議案（条例）

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	2

令和7年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第167号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、再任用職員の処遇の改善を図るため、再任用職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）に対する令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

(1) 期末手当

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
再任用職員（特定管理職員を除く。）	6月	100分の63.75	100分の88.75
	12月	100分の63.75	100分の88.75
特定管理職員	6月	100分の53.75	100分の78.75
	12月	100分の53.75	100分の78.75

(2) 勤勉手当

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
再任用職員（特定管理職員を除く。）	6月	100分の53.75	100分の78.75
	12月	100分の53.75	100分の78.75
特定管理職員	6月	100分の63.75	100分の88.75
	12月	100分の63.75	100分の88.75

3 施行期日

公布の日から施行する。

第168号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、再任用教育職員の処遇の改善を図るため、再任用教育職員に対して支給する期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員（以下「再任用教育職員」という。）に対する令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正

(1) 期末手当

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
再任用教育職員（県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務を要する職を占めるものを除く。）	6月	100分の63.75	100分の88.75
	12月	100分の63.75	100分の88.75
県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務を要する職を占めるもの	6月	100分の63.75	100分の122.5
	12月	100分の63.75	100分の122.5

(2) 勤勉手当

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
再任用教育職員（県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務を要する職を占めるものを除く。）	6月	100分の53.75	100分の78.75
	12月	100分の53.75	100分の78.75
県立学校の暫定再任用教育職員で常時勤務を要する職を占めるもの	6月	100分の53.75	100分の102.5
	12月	100分の53.75	100分の102.5

3 施行期日

公布の日から施行する。